

平成31年第4回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成31年4月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 平成31年4月10日(水) 午後3時5分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 鎌田 布之(会長代理)	2番 小原 弘
3番 秋山 陽太郎(農地担当)	4番 林 眞理
6番 高杉 通夫	7番 佐野 年昭
8番 能登谷 和正	9番 高田 稔
10番 定井 正雄(会長)	11番 梶谷 範雄
12番 野瀬 秀子	13番 横田 幸則
14番 高谷 均(農政担当)	15番 本行 逸

欠席 1人

5番 河田 直樹

5 出席した農地利用最適化推進委員

16人

伊丹 良夫	難波 末雄	林 修司	林 斉	宮崎 昭雄
浅野 信之	小西 安彦	小橋 武史	東 茂	渡邊 則文
植田 忠晴	黒瀬 昭夫	高上 忠義	阿部 英志	風早 克義
若林 勤				

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝 主任 平田 直美

7 議事録署名委員

7 番委員 8 番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第19号 農用地利用集積計画について

報告第13号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第14号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第16号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主任)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様です。

外は雨が降っていますが、雪が降っている所があるようです。4月になって、暖かい日があったり、今日のように肌寒い日があったりします。体には十分留意していただくように思います。

さて、農業を取り巻く環境は、とても厳しいものがあります。先般、下原地区で実施したアンケート調査を参考にしましたところ、委員の皆様もどうでしょうか、一人暮らしや二人暮らしの世帯がとても多く、全国では60パーセントを上回っているという状態であります。このような中、農業を続けること、後継者のことにつきましては、非常に厳しいのではなかろうと思います。農業従事者の平均年齢が74歳とか、これから5年先には農業がどのようになっているのだろうか。また、その後はどのようになるのか。今後、地域を守ること、農地を守ることは、大変になってくるのではないかと思います。また、そうした中、ほ場整備をすれば、誰でも耕作できるような農地になります。組合組織を立ち上げて、農地を皆で守っていこうということでやっていければと思います。これから先、農地の最適化のこと、地域のことなど委員さんも皆で話し合っていていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、ただ今より平成31年第4回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席者は農業委員14人、欠席者は5番委員であります。また、農地利用最適化推進委員の方には、16人の方へ出席をしていただいています。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席していることから、本総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきますので、ご協力よろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてください。よろしくお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、7番委員、8番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いいたします。

【議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆様、ご苦勞様です。

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第16号、農地法第3条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

(農地担当)

本日は、農地法第3条の件数は4件であります。69番の久代の件につきましては、議案第18号の77番と関連案件であります。よって、後ほど議案第18号の77番と一括して審査をさせていただきます。

【受付番号66番】

(農地担当)

それでは、66番、秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

渡し人の方などが野菜を作られていたのですが、野菜を作ることが困難になったので、申請地の南側の農地の所有者へ譲り渡したいということで、今回の申請になったものであります。

受け人の方は、両親と3人でブドウを9反、野菜を1反ほど耕作されています。営農もきちんとされておりまして、地元としては何ら問題ありません。

以上であります。

(農地担当)

地元の農地利用最適化推進委員の小橋委員からお願いをいたします。

(小橋委員)

12番委員の報告のとおり、地元として問題ありません。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

66番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、66番は許可されました。

【受付番号67番】

(農地担当)

続きまして、67番の黒尾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の所有者は亡くなっています。相続人がいないことから、裁判所により相続財産管理人が選任されております。この申請地につきましては、他の方が耕作をしていたのですが、合意解約をしまして、現在、小作人がいない状態になっています。

今回、受け人は、元所有者の親戚筋の方で、今回の購入になったものであります。受け人の方は農業もされており、問題ないと推進委員さんから報告を受けております。

(農地担当)

それでは、地元の宮崎委員から報告をお願いいたします。

(宮崎委員)

この件につきまして、受け人の方は農業をされておりまして。

地元としては、何ら問題ありません。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(2番委員)

1反あたりの単価なのですが、安いように感じるのですが。

(宮崎委員)

昔、この場所は柿畑でありました。

山のような場所だから、安いのかなと思います。

(農地担当)

事務局から、何かあればお願いいたします。

(主査)

渡し人は、報告にもありましたように相続財産管理人が選任されております。

売買単価、処分価格につきましては、相手方との話もあります。最終的には、裁判所の許可を得てこの金額になったものと思われまして。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他に質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

67番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、67番は許可されました。

【受付番号68番】

(農地担当)

続きまして、68番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この件につきまして、渡し人の方は、7、8年前にこの農地を取得されました。しかし、その後、耕作されていません。草が背丈ぐらい生えている状態であります。近所の方も困っております。今回の申請は、受け人の方と話がまとまったことから申請になったものであります。

受け人の方は、畑として利用したいということであります。営農もされております。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

それでは、地元委員であります浅野委員から報告をお願いいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおり、地元として何ら問題はありません。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

68番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、68番は許可されました。

【受付番号69番】

(農地担当)

69番の久代の件につきましては、最初に申し上げたとおり、議案第18号の77番と関連案件でありますので、後ほど一括して審議させていただきます。

【議案第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

続きまして、議案第17号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号25番】

(農地担当)

それでは、4ページ、25番、西郡の件につきましての現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

4月5日に、会長、農地担当委員、2番委員と私、宮崎委員、林齊委員、事務局職員との7名で現地調査を行いました。

25番につきましては、申請地は、墓地として使用したいということで、周囲は墓地と竹やぶであります。砂利が敷き詰められた状態でありました。

以上であります。

(農地担当)

地元委員からの報告をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は、申請人が15年位前に、何も知らないまま勝手にブロックで畑の端に作って、現在に至るものであります。今回、申請人の奥様が亡くなったということで、今回の申請になったものであります。

以上であります。

(農地担当)

地元の推進委員であります、阿部委員からお願いをいたします。

(阿部委員)

昨年ですか奥様が亡くなられて、納骨をしたいということで、その気持ちが焦りまして、ブロックで囲みまして、墓石を入れる状態にしています。

周辺の状況であります。周辺はお墓で囲まれており、畑の中にお墓を作るという状況ではありません。畑も一番高い所にありまして不便ではないのかなと思います。下側に本家のお墓があるのですが、場所的にスペースがないということなどから、納骨を進めていきたいということでもあります。始末書も提出されております。

転用することによる、周辺の農地への影響であります。お墓であることから、日照、通風等の影響はありません。自然排水でコンクリートブロックに囲まれていることから、土砂の流出等も問題ありません。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

地元委員からの報告にもありましたように、既に造成されていることから始末書が提出されております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、25番は許可されました。

【受付番号26番】

(農地担当)

続きまして、26番、北溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

申請地は、東が宅地、西側が田、南側が宅地、北側が田になっています。

申請地には、浄化槽が設置されておりました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

この土地は、浄化槽が設置されている状態であります。

東側は申請人が所有する宅地、西側は申請人が所有する田、南側が申請人の住宅、北側が申請人所有の田になっています。

転用することによる周辺農地への影響ではありますが、用水、排水につきましては問題ありません。日照、通風、土砂の流出等につきましても問題ありません。

農地転用することによる周辺への影響ですが、問題はないものと考えます。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にありましたように、既に合併浄化槽が設置されております。法の規定を知らなかったということで、始末書が提出されております。

農地区分ですが、桃太郎線服部駅のおおむね500メートル以内にある農地ということで、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、26番は許可されました。

【受付番号27番, 28番】

【議案第18号 受付番号76番】

(農地担当)

次に、27番、下原の件であります。次の28番、議案第18号、受付番号76番は関連する案件でありますので、この3件を一括して審議したいと思います。

それでは、この3件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

申請地は、元々是一片の農地でありましたが、今回の3件の申請ということで、分筆をしています。

最初に27番であります。申請地は西南部分になります。

東は田、西は道路、南も道路、北は道路であります。

次に、28番であります。申請地は北側部分になります。

この部分は、以前から自宅への進入路として使用して使用していました。今回、農地の一部が進入路になっていたことから、是正をするため今回の申請になったものであります。

現地は、東が田、西が道路、南が田、北側が宅地であります。

次に、議案第18号、受付番号76番であります。自宅への進入路が狭いということで、その進入路を拡張するためのものであります。

現地は、東が宅地、西側が道路、南側が宅地、北側が田であります。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(8番委員)

添付されている「4の27」の地図を見ていただければと思います。申請が3件ありますが、全て同じ位置図で見られると思います。

一番最初に、27番の所ですが、●●●番●の土地から全て3件とも分筆をされています。したがって、所有者はいずれも●●●●さん名義になっています。これを順次、道路拡張し他人へ譲りということになっています。

最初の●●●番●についてであります。この申請が4条で申請をされています。これが申請地の西側が市道になっています。この市道がカーブしていることから、道路幅が2メートル程度しかありません。今回の災害があったことから、地元のためにも拡張をしようということで申請になっ

たものであります。農地転用する周囲でありますが、●●●番●のみが田であります。地籍図では●●●番●の西側に水の表示がありますが、実際には暗渠といいますか、コンクリートで蓋がされており道路として利用されております。水と表記されている部分も道路として自動車が行っていることになっております。申請地の●●●番●はカーブになっている所を直線にして通り易くしようということで、所有者の方から最終的には市に寄付をしてもよいという意向の基に申請がなされたものであります。●●●番●のみが申請者の田であります。用水も道路の西側の水路から取り入れ、排水もその水路から行うことができます。よって、農地転用することによる用排水は問題ありません。

次に28番の件についてであります。●●●番●で北側になります。●●●番●が申請者の住宅になります。その住宅に入る進入路としての申請であります。これは、約30年前に拡張をして現在まで利用をしています。申請人は知らずして進入路として拡張をしたということで、この度、災害の後に調べていたら、このような状況が判明したということで、現状に合わせるということで今回の申請になったものであります。

農地法第5条の76番であります。●●●番●が申請地ですが、これにつきましては、東側の●●●番●が受け人の方であります。これへの進入路が申請地の南側であります。●●●番●が現在、進入路として利用されております。これも2メートル弱の幅しかありませんので、この度の災害の関係で工事が必要だということで。進入路の拡幅ということでの申請になったものであります。拡幅する幅は、60センチぐらいになっております。これも●●●番●のみが田であります。農地転用の目的が全て道路、進入路として利用されるものですから、日照、通風等の問題はございません。また、水の関係も問題ありません。

以上、3件の申請であります。農地転用することにより周辺農地へ与える影響はないものと思っております。よろしくご審議をお願いいたします。

以上であります。

(農地担当)

地元の推進委員であります。小西委員からお願いをいたします。

(小西委員)

8番委員の報告のとおりであります。

下原地内は道路が狭い。

道路を広げていただくことは、災害もあったことなどから、地元としてはとてもありがたいことでもあります。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、議案第17号の28番の案件につきましては、既に自宅進入路とし

て使用していたことから、始末書の提出がされております。

農地区分ですが、3件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

これらの件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

27番、28番と議案第18号の76番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号29番】

(農地担当)

それでは、29番、山田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

申請地は現在、空き家になっております。

その家への進入路があるのですが、そのほとりになるのですが、今回、畑が残っていることが判明したものであります。

申請地の状況であります。東が進入路、西、南が市道、北側が宅地であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(13番委員)

申請地は、50年前に申請人が住宅を建てた時に進入路と車庫として利用していたものであります。今回、手続きをしていないことが判明したことから、今回の申請になったものであります。

周辺には農地がない状態であります。現地は、1番委員の報告のとおりであります。用排水、日照、通風についても問題ありません。また、土砂の流出等についても問題ありません。

以上であります。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

この地区の推進委員であります、東委員からお願いをいたします。

(東委員)

13番委員の報告のとおりであります。

よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、既に進入路、車庫として使用されていたことから、今回、始末書の提出がされております。

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

29番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、29番は許可されました。

以上で、議案第17号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第18号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号69番】

(農地担当)

それでは、69番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

現地は、田の状態であります。

東側、西側、南側が田、北側が市道であります。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(11番委員)

申請地は、農地利用最適化推進委員の林委員が、3月17日に現地を確認していただいております。私も現地を確認しています。

申請地の東側は別の方の農地であります。西側と南側は渡し人所有の農地であります。北側は市道であります。

添付している地図を見ていただければと思います。●●●番●は、●●●番からの通し田であります。農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、日照、通風は問題ありません。土砂の流出等につきましては、壁を設置することになっていますので問題ありません。現地を確認した時に、東側農地との現況と境界がズレていましたが、お互いが納得しているということで問題はないと思います。

総合判断として、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思われま。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、この地区の林委員からお願いをいたします。

(林齊委員)

1 1 番委員の報告のとおりであります。

補足説明はありませんので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(3 番委員)

委員から、通し田のお話があったのですが、東側農地の●●●番●への水も通し田になっているのですか。

(林齊委員)

●●●番●の田は、地図の南側に水と表示されている所があるのですが、この水路を通じて水を取り入れています。●●●番●は、●●●番●の横から水を取り入れています。また、●●●番、●●●番●、●●●番●のいずれも水路を利用して水を取り入れています。

(3 番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6 9 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、6 9 番は許可されました。

【受付番号71番, 72番】

(農地担当)

続きまして、71番の久米の件であります。72番も関連する案件でありますので、一括して審議をさせていただきます。

それでは、一括して現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

71番は、東側が72番の申請地、西側が宅地、南側は山林で竹やぶの状態、北側は市道であります。作付けはされていません。次の72番ですが、東側は申請人の宅地、西側は71番の申請地、南側は畑、北側は市道であります。作付けはされていません。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

●●●番地の農地は、分筆をして●●●番●にしています。申請地は未耕作の状況であります。

71番につきましては、昨年の災害で被災された方が住宅を建てるのもであります。また、72番につきましては、申請地に隣接する方の敷地を拡張して資材等を置きたいということの申請であります。特に問題はないと地元推進委員の伊丹委員から報告を受けております。

(農地担当)

それでは、農地利用最適化推進委員の伊丹委員からお願いいたします。

(伊丹委員)

申請地は昔からの住宅がある所であります。

農地転用することによる周辺農地への影響であります。用排水、日照、通風等につきまして問題は無いものと思います。

また、地元として、人口が増えるということは、喜ばしいことと思います。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、2件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

これらの件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

71番、72番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号73番】

(農地担当)

続きまして、73番、門田の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

申請地は、●●●●●●●●●●の事務所がある南側になります。

東側が宅地、西と南側が畑、北側が道路になっております。現在、作付けはされていません。

(農地担当)

地元委員が私になりますので、報告をさせていただきます。

(3番委員)

現地調査の報告にもありましたように、場所は●●●●●●●●●●の南側になります。

北は道路、東は宅地と境内地、西も宅地、南が渡し人の農地という状況であります。

ほぼ周辺は宅地に囲まれており、唯一、南側の一点に2畝ほどの農地が残りますが、その農地も境内地と隣接しており、●●●●●が畑として利用すると聞いています。このようなことから、地元としては、農地転用することにより、周辺農地への影響はないものと考えております。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

73番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、73番は許可されました。

【受付番号74番】

(農地担当)

続きまして、74番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

申請地は、過去に分譲されている所の一画であります。

東側が道路、西側が田、南側と北側が宅地になっております。申請地は作付けされていませんでした。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

申請地は、今まで一枚の田を3つに分けて、現地調査の報告のとおり、南側、北側は既に宅地になっております。最後の真ん中の案件であります。

東側は市道になっているのですが、市道と申請地の間に水路があります。雨水排水につきましては、柵を設置しまして東側の排水路へ、また、市道に下水道が通っていますので、それに接続するようになっています。用水はこの3筆の宅地の南側に市道があります。その間に用水がありますので、その用水を使って西側の田、また、北側の田へは水が入ってくるということになります。また、日照、通風につきましては、平屋の家を建てるということでもありますので、西側の田へは影響がないものと考えます。土砂の流出等につきましては、コンクリート擁壁を施工しますので問題はあり

ません。

地元としては、問題ないと考えますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

では、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

74番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、74番は許可されました。

【受付番号77番】

【議案第16号 受付番号69番】

(農地担当)

続きまして、77番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

申請地は、東側が道路、西側が雑種地、南側は市道、北側が宅地と道路になっております。申請地は作付けされていませんでした。

(農地担当)

この件であります、議案第16号の審議で申し上げていた69番と関連があります。従いまして、議案第16号の69番と77番を一括して審議いたします。それでは、一括して地元委員から

の説明をお願いいたします。

(9番委員)

この案件につきましては、前々回ですか、3条の申請をされて許可後に取下げをされました。今回、新たに3条と5条の申請がありました。現地調査につきましては、3月24日に浅野推進委員と現地の確認をいたしました。

添付されている地図を見ていただければと思います。

一枚の田を宅地と農地ということであります。3条申請は野菜をされるということであります。その東側は5条の申請であります。申請人は自宅が災害に遭われたことから、今回の申請になったものであります。現地調査の報告にもありましたように、東は道路、西は5条の申請地の残りの田、南側は道路、北側は隣の宅地でありました。用水につきましては、購入後は畑として利用するということであります。雨水排水につきましては、東側の水路、生活排水につきましては、浄化槽を設置するということあります。日照、通風につきましては、周囲の状況からして問題ありません。土砂の流出等は、北側は一段高い宅地、東、南側は水路、道路であることから問題ありません。

総合判断として、問題はございません。

ご審議の程、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

地元推進委員であります浅野推進委員から、お願いをいたします。

(浅野委員)

9番委員の報告のとおりで、問題ありません。

(農地担当)

それと議案第16号、69番の受け人の営農状況について、12番委員お願いをいたします。

(12番委員)

申請人は、秦地区で16年前から申請人の父親が、ハウスを建てられてイチゴの栽培をされています。申請人も後継者として、7年前から就農され園地の管理、周辺農地との関係についても全く問題ありませんので、よろしく願いいたします。

(農地担当)

秦地区の小橋流動化推進委員から、報告をお願いいたします。

(小橋委員)

申請人は、従来からイチゴを栽培しており問題ありません。

(農地担当)

受け人の住所があります、10番委員から報告をお願いいたします。

(10番委員)

申請人は、7月の災害で自宅が被害に遭い住めないということで、現在、総社に出られて住んでおられます。申請人はイチゴの栽培を約7年、申請人の父親は約16年しておられますが、イチゴ栽培では、優秀な成績を収められて、数々の賞を頂いております。父親から栽培技術を学んでいる

ところであります。今回の3条申請につきましては、打ち込みをして野菜を栽培するということ
あります。

営農につきまして問題ありませんので、よろしくお願いをいたします。

(農地担当)

農地利用最適化推進委員であります、高上委員からお願いをいたします。

(高上委員)

申請人の営農状況につきましては、3人の説明のとおりであります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

議案第18号の77番の農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のい
ずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(2番委員)

2ページの69番の面積が、468平方メートルで、7ページの77番は、500平方メートル
なのですが、これは分筆後ということよろしいですか。

(主査)

そのようになります。

(2番委員)

分かりました。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

議案第16号の69番と77番のこれらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号75番】

(農地担当)

続きまして、8ページの75番、金井戸の件についてであります。これにつきましては、6番委員が利害関係人になります。よって、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、退室をお願いいたします。

~~~~~ 6番委員【退室】 ~~~~~

(農地担当)

それでは、この件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

申請地は、東側、南側が道路、西側、北側が宅地であります。稲を刈った後の状態でありました。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

3月24日に農地利用最適化推進委員の林委員に現地の確認をしていただきました。その後、私も確認へ行きました。

現地は、東側が4メートル未満の市道、西側が細い溝と宅地、南側が用水を含めた4メートルの市道、北側が蓋付きの側溝、その奥が宅地になっております。用水につきましては、取水と排水が南側水路から行う。日照、通風は駐車場用地のため問題はありません。土砂の流出等はブロック壁を設置するので問題ないと思います。申請地は管理されており、昨年も作付けをされておられます。北側に向って緩やかに勾配が下っている状態であります。そのため状況に合わせた形状になろうかと思えます。林委員が現地調査中に隣接所有者の二人に話をしたところ、駐車場にすることについては、了承していることでありました。

地元としては問題ありませんので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

地元の林農地利用最適化推進委員から報告をお願いいたします。

(林委員)

11番委員の報告のとおりであります。

現地を調査している時に、隣地の方とお話をすることができました。

何ら、問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第2種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

75番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、75番は許可されました。

それでは、入室をお願いいたします。

~~~~~ 6番委員【入室】 ~~~~~

【受付番号70番】

(農地担当)

続きまして、70番、三輪の件について現地調査の報告をお願いいたします。

(1番委員)

申請地は、東側が畑、西側が市道、南側は畑、北側が駐車場であります。

以上であります。

(農地担当)

次に地元委員からの説明であります。5番委員が欠席をされていますので、事務局から報告をお願いいたします。

(主査)

5 番委員に調査をしていただいておりますので、その結果を報告させていただきます。

農地転用することによる周辺農地への影響ではありますが、用排水については支障ありません。申請地からの雨水排水につきましては、沈殿柵を設けて直接土砂等が流れないようにします。また、生活排水ではありますが、公共下水道へ接続することから問題ありません。日照、通風につきましては、予定建築物の高さが 6.7メートル程度のため問題はありません。土砂の流出等につきましては、コンクリート擁壁を設置し土砂等が流出しないよう施工することから問題ありません。

総合判断として、農地転用することによる周辺農地への影響はないものと思われるということで事務局へ報告を受けております。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件に該当しない農地であることから、第 2 種農地と判断をしております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

70 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、70 番は許可されました。

以上で、議案第 18 号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第 19 号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

次に議案第19号，農用地利用集積計画について議題とします。

それでは，事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第19号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

今回の農用地利用集積計画を決定するにあたり，農業委員会等に関する規定により利害関係人の方は，退室をお願いいたします。

事務局から，利害関係人の方をお願いいたします。

(主査)

利害関係人の方をお呼びいたします。

1番委員，2番委員，6番委員，7番委員，13番委員，14番委員，15番委員，農地利用最適化推進委員の宮崎委員，東委員，渡邊委員，若林委員であります。

(農地担当)

名前を呼ばれた方は，退室をお願いいたします。

~~~~~ 1番委員，2番委員，6番委員，7番委員，13番委員，14番委員，  
15番委員，宮崎委員，東委員，渡邊委員，若林委員 【退室】 ~~~~~

(農地担当)

事務局から，補足説明をお願いいたします。

(主査)

今回，農業委員会として審査する内容につきましては，法の定める要件に違反していないか。基本構想の定める事項に適合しているか。農用地の有効利用と規模拡大等に資するものであるかといった内容の確認をしていただければと思います。

(農地担当)

事務局からの説明を踏まえまして，農用地利用集積計画について，チェックしていただければと思います。

(農地担当)

農用地利用集積計画について，質問等はありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは，採決をさせていただきます。

議案第19号の農用地利用集積計画につきましては，議案のとおり決定するというところでよろし

いでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしということで、農用地利用集積計画は決定されました。

(農地担当)

それでは、入室をお願いいたします。

~~~~~ 1 番委員, 2 番委員, 6 番委員, 7 番委員, 1 3 番委員, 1 4 番委員,  
1 5 番委員, 宮崎委員, 東委員, 渡邊委員, 若林委員 【入室】 ~~~~~

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

【報告第 1 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

報告第 1 3 号, 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について, 事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第 1 3 号 報告書について朗読】

【報告第 1 4 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第 1 4 号, 農地法第 4 条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第 1 4 号 報告書について朗読】

【報告第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第15号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第15号 報告書について朗読】

【報告第16号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第16号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第16号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

22ページ以降は、その他報告事項となっていますのでお目通しください。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が4件、第4条関係が5件、第5条関係が9件であります。また、農用地利用集積計画につきましては、議案のとおり農業委員会として決定いたしました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

以上で、日程第3の付議事件についてすべて終了いたします。

この際、約5分間の休憩といたします。

【午後2時45分から午後2時50分まで休憩】

【日程第4 その他】

(会長)

休憩前に続き会議を開きます。

次に、日程第4のその他に入ります。

最初に、遊休農地対策特別委員会の委員長から、報告を求められていますので、お願いいたします。

(3番委員)

平成30年度の農地パトロールの結果について、報告をいたします。

結果については、委員の皆様方のお手元に配布いたしております。

詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

(主査)

【平成30年度の農地パトロールの結果について】

(会長)

他に委員の方から、ありませんでしょうか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

【事務連絡】

(主任)

【平成31年度農業委員会主要活動予定について】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

皆さん、ご苦勞様でした。

桜も満開を過ぎまして、散り始めています。

田植えの準備等で農作業も忙しくなります。

お体には十分に留意していただき、励んでいただきたいと思います。

本日は、ご苦勞様でした。

閉会 午後3時5分